

令和4年度 滋賀県認知症対応型サービス事業管理者研修実施要領

1. 目的

指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所または指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者となる者が、これらの事業所を管理・運営していくうえで必要となる知識および技術を修得することを目的とします。

2. 実施主体等

実施主体 滋賀県

実施機関 社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会（以下、事務局）

3. 研修日程等

講義・演習 2日間 （日程と内容の詳細は別紙1「プログラム」参照）

開催期	日 程
前 期	令和4年 9月27日(火) 9:10~12:00、9月28日(水) 8:50~16:50
後 期	令和5年 2月 9日(木) 9:10~12:00、2月16日(木) 8:50~16:50

4. 研修対象者

別紙2「令和4年度滋賀県認知症対応型サービス事業管理者研修の受講対象者について」によります。

5. 定員

各期 30名

6. 受講申込の流れ

当研修は、事業所所在地の市町からの推薦が受講の要件であり、申込手続きは次の通りです。

(1) 受講を希望する事業者の代表者は、次の①・②の書類を作成のうえ、当該事業所所在地の市町担当課に提出する。

① 「受講申込書（別紙様式1）」

② 「認知症介護実践者研修（旧基礎課程を含む）修了証の写し」 ※

(2) 事業者から「受講申込書（別紙様式1）」の提出を受けた市町担当課は、申込書等の内容を審査のうえ、受講が適当と認められる場合に限り、「推薦書（別紙様式2）」を添えて事務局（社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会 滋賀県社会福祉研修センター）あてに推薦、提出する。

※ 前期の申込者で、令和4年度認知症介護実践者研修第1回を受講中の方、また、後期の申込者で令和4年度認知症介護実践者研修第3回受講中の方は、認知症介護実践者研修の修了後直ちに市町を經由して修了証の写しを事務局へ提出するものとします。

(3) 市町担当課から事務局への推薦書等提出受付期間（必着）

開催期	日 程
前 期	令和4年 7月15日（金） ～ 令和4年8月15日（月）
後 期	令和4年11月16日（水） ～ 令和4年12月16日（金）

※ 郵送または直接事務局に提出してください。FAXでの提出は受け付けません。

7. 受講決定

各市町の長からの被推薦者について、事務局において受講者を決定し、受講の可否を推薦者および当該事業者の代表者へ通知します。なお、定員を超える申し込みがあった場合においては、前期に受講できなかった方は後期に、後期に受講できなかった方は次年度での優先的な受講を配慮します。

8. 研修修了認定の方法

所定の全課目を修了した者に、滋賀県から修了証書を交付します。

なお、遅刻・早退・欠席の場合は、レポートや補講対象となるため、修了証書を交付しないことがあります。

9. 受講料

4,320円

受講決定後、本会指定の口座へ指定期日までにお振込みください。

なお、納期限に受講料の納付が事務局で確認できなかった場合、受講できないことがあります。

また、お振込みいただいた受講料は、欠席の場合も返金いたしませんのでご承知おきください。

10. 個人情報の保護について

申込書記載の個人情報は、本研修の目的にのみ使用し、他の用途には使用しません。

11. 本年度研修未修了者の補講の取り扱いについて

本年度後期研修が未修了となった場合、研修カリキュラムの変更等のため、次年度の本研修において補講により研修課程を修了する事が出来ない場合があります、次年度研修の全課程を受講しなければならなくなる場合がありますのでご留意ください。

12. その他

- (1) 感染防止対策を講じて研修を実施します。ご協力をお願いいたします。(別紙3参照)
- (2) 昼食は各自でご用意ください。
- (3) 受講決定後、参加できなくなった場合は、事務局へ早急に連絡してください。

何らかの警報が発令された場合や、県から事業の自粛勧告が出された場合などは、研修を延期または中止する可能性があります。

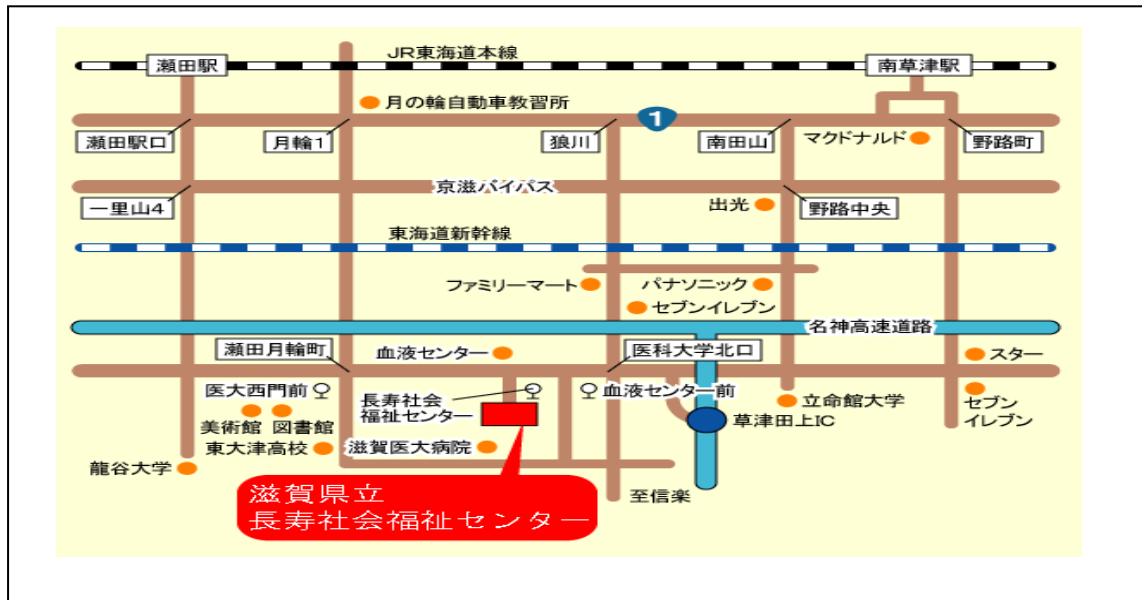
このような場合は、下記ホームページの「お知らせ」をご確認いただくか、お電話にて開催の有無をご確認いただきますようお願いいたします。

滋賀県社会福祉研修センター ホームページアドレス <http://shiga-sfk.jp>
電話 077-567-3927

13. 研修会場

滋賀県立長寿社会福祉センター（滋賀県草津市笠山七丁目8番138号）

◆最寄駅 JR瀬田駅



【交通案内】 JR瀬田駅からバス利用 長寿社会福祉センター前BS下車 約15分

帝産バス：③のりば 滋賀医大行き（レストタウン・長寿社会経由）

8:30発 9:00発

※掲載しているバスダイヤは、ダイヤ改正や運行状況等により変わります。

事前にバス会社にお確かめのうえ利用ください。

問い合わせ先（事務局）

社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会 滋賀県社会福祉研修センター
担当 佐古井・徳田

TEL 077-567-3927 FAX 077-567-3910

〒525-0072 草津市笠山7丁目8-138 県立長寿社会福祉センター内

別紙1 令和4年度 滋賀県認知症対応型サービス事業管理者研修プログラム

日程	時間	目的および内容	講師
前期 9月27日(火)	8:40~9:10	受付	
	9:10~9:20	オリエンテーション	
	9:20~10:50	地域密着型サービス基準について <ul style="list-style-type: none"> 適切な事業所運営を図るため、地域密着型サービスの目的や理念を理解する。 適切な事業所管理を行うため、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、看護小規模多機能型居宅介護の各指定基準を理解する。 その他 	滋賀県医療福祉推進課 在宅介護指導係 主任主事 瀧川 裕介 氏
	後期 2月9日(木)	11:00~12:00	地域密着型サービスの取組みについて <ul style="list-style-type: none"> 事業所からの実践報告を通じ、各事業のサービス提供のあり方について理解する。
後期 社会福祉法人湖東会 小規模多機能ホーム さくらの里 岩井 加代子 氏			
前期 9月28日(水)	8:35~8:50	受付	
	8:50~9:00	オリエンテーション	
	9:00~10:00	介護従事者に対する労務管理について <ul style="list-style-type: none"> 労働基準法の規定に基づき、適切な介護従事者の労務管理について理解する。 その他 	西多社会保険労務士事務所 所長 西多 正夫 氏
	後期 2月16日(木)	10:10~16:40	適切なサービス提供のあり方について サービス提供にあたり、下記の事項等について、各事業所の運営・管理に必要な事項について理解する。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域等との連携 <ul style="list-style-type: none"> 利用者の家族・地域・医療との連携 運営推進会議の開催 ○ サービスの質の向上 <ul style="list-style-type: none"> ①アセスメントとケアプランの基本的考え方 ②ケース会議・職員ミーティング ③自己評価・外部評価の実施 ④サービスの質の向上と人材育成 ・その他 ○ 権利擁護 <ul style="list-style-type: none"> 権利擁護（高齢者虐待を含む）の視点から適切なサービス提供のあり方を理解する。 ○ リスクマネジメント <ul style="list-style-type: none"> リスクマネジメントについて理解する。 ○ その他 <ul style="list-style-type: none"> 記録の重要性など
【昼休憩】 12:10~13:10			
	16:40~16:50	修了証書交付	事務局

別紙2 令和4年度滋賀県認知症対応型サービス事業管理者研修の受講対象者について

本研修の受講対象者の要件は、次のとおりです。

受講申込にあたって漏れがないよう十分確認してください。

- (1) 指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者または管理者になることが予定される者であって、認知症介護実践者研修（旧基礎課程を含む）を修了している者として。

但し、前期においては令和4年度滋賀県認知症介護実践者研修第1回を受講中の者、また、後期においては令和4年度滋賀県認知症介護実践者研修第3回を受講中の者については修了見込みとして受講申込可能です。

「実践者研修」または「基礎課程」とは、都道府県および指定都市において、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」（平成18年3月31日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知）および「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」（平成18年3月31日老計発第0331007号厚生労働省老健局計画課長通知）に基づき実施される実践者研修または、次の通知に基づき実施された各研修です。

(ア) 「実践者研修」

「認知症介護研修等事業の実施について」（平成17年5月13日老発第0513001号厚生労働省老健局長通知）および「認知症介護研修等事業の円滑な運営について」（平成17年5月13日老計発第0513001号厚生労働省老健局計画課長通知）に基づき実施されたものです。

(イ) 「基礎課程」

「痴呆介護研修事業の実施について」（平成12年9月5日老発第623号厚生省老人保健福祉局長通知）および「痴呆介護研修事業の円滑な運営について」（平成12年10月25日老計第43号厚生省老人保健福祉局計画課長通知）に基づき実施されたものです。

- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所および指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者については、「特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の職員または訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であることが必要である。」との指定基準が国により定められています。

このことから、管理者就任時において、上記の介護経験年数が満たされる者であることを要件とします。